

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、静岡県東部伊豆半島の玄関口に位置し、国道136号、主要地方道熱海函南線が通り、J R 東海道本線函南駅は東京駅から100km圏の距離にあり、隣接する熱海駅、三島駅の両駅は東海道新幹線が停車し、鉄道交通に恵まれている。

また、伊豆縦貫自動車道が、伊豆半島の入り口部分となる東名高速道路沼津 IC から函南塚本 IC まで、東駿河湾環状道路を兼用して整備され、平成 21 年 7 月に新東名高速道路 長泉・沼津 IC と接続し、平成 26 年 2 月には函南塚本 IC までが延伸開通し、これにより物流機能が格段に向上した。

主産業は農業であり、建設業、製造業、サービス業等の多様な業種が住工混在し分布している。人口は、平成 19 年を境に減少傾向となり、これに伴って、労働人口も減少しており、人手不足感が広がりを見せる中、当町の経済を支える中小企業者はその深刻さが増している。

主産業である農業においては、輸入飼料や燃料費の高騰、貿易の自由化による価格の低迷等により経営状況が厳しさを増し、農業従事者の高齢化の進行と後継者不足により、耕作放棄地も増加し先行きは不透明であり、生産のみの農業経営から効率的で収益性の高い農業経営への転換を図ることが必要である。

こうした中、建設業、金属機械製造業等が農林水産物等を原料とした食料品製造に参入するなど、既存の中小企業者の多角経営や新規参入による付加価値の高い商品の開発及び販路開拓等農商工連携事業の新たな投資の拡大が見込まれ、物流機能の向上による商圏の拡大や観光地伊豆の玄関口となる立地条件に恵まれ、観光関連産業等の新規立地も進み、雇用機会の創生や雇用者所得の増加が見込まれる。

中小企業者を取り巻く事業環境の厳しさが増している中、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、昨今の事業環境は舵取りの難しい局面を迎えており、町独自の取り組みとして、設備投資に係る支援制度や消費を促すための住宅リフォーム助成事業等の対策を講じているが、更に新規設備投資を促進し、老朽化した設備の入れ替えによる生産性の抜本的な向上により、深刻な人手不足、後継者不足等に対応した緊急確保対策の推進や働きやすい雇用環境の整備等事業基盤を構築するため、幅広い取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

当町は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者の設備投資環境の改善を図り、当町の経済を支える産業が持続的に成長を続け経済発展していくことを

目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業等と多岐にわたり、多様な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、山間地、丘陵地、平坦地と町全域に分布している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする地域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（国が同意した日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・法令又は条例、要綱等に違反がある場合には先端設備等導入計画の認定の対象としない。